

下松市立学校給食センター給食用物資納入業者選定登録要綱を次のように定める。

令和 6 年 1 1 月 2 2 日

下松市長 國 井 益 雄

## 下松市立学校給食センター給食用物資納入業者選定登録 要綱

### （趣旨）

第 1 条 この要綱は、市内の児童及び生徒に安全安心な学校給食を提供するに当たり、学校給食用物資の安定的な供給を確保するため、下松市立学校給食センターに物資を納入する業者の登録について、必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第 2 条 この要綱において「物資」とは、市長が別に定める仕様書の内容を満たした学校給食用物資をいう。

### （登録）

第 3 条 物資の納入を希望する者は、この要綱の手続により、登録を受けるものとする。

2 前項の登録は、登録を受けた者（以下「登録者」という。）への発注を約するものではない。

### （登録要件）

第 4 条 前条第 1 項の登録を受けようとする者（以下「登録希望者」という。）は、市長が別に定める基準の要件を満たしているものでなければならない。

### （提出書類）

第 5 条 登録希望者は、下松市立学校給食センター給食用物資納入業者登録申込書（別記第 1 号様式。以下「申込書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- （1）営業規模概況調書（別記第 2 号様式）
- （2）食品衛生許可証の写し及び食品衛生監視票の写し
- （3）市税完納証明書（下松市内に本社等を有しない法人は、所在地の市町村税に未納税額がないことの証明）
- （4）前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

### （登録審査及び公表）

第 6 条 登録に係る審査は、次のとおり行うものとする。

- (1) 書類による審査は、前条の規定により提出された書類によって、行うものとする。
- (2) 前号の審査の上、登録を認めるときは、下松市立学校給食センター給食用物資納入業者登録通知書（別記第3号様式）により、登録を認めないときは、下松市立学校給食センター給食用物資納入業者登録不決定通知書（別記第4号様式）により、それぞれ登録希望者に通知するものとする。
- (3) 登録者を決定した場合は、本市ウェブサイトにより公表するものとする。

（登録期間）

第7条 登録の有効期間は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間とし、以降、有効期間の単位を2年間とし、これを繰り返すものとする。

- 2 前項の登録の有効期間の途中に登録を受けた者の登録有効期間は、当該登録有効期間の残期間とする。

（登録の後の提出書類）

第8条 登録者は、下松市立学校給食センター給食用物資納入に係る誓約書（別記第5号様式）を市長に提出するものとする。

（登録の効果）

第9条 登録者は、下松市立学校給食センターが行う物資の調達に係る業者選定に参加することができる。

（登録事項の変更）

第10条 登録者は、申込事項に変更が生じたとき又は廃業若しくは休業をするときは、遅延なく下松市立学校給食センター給食用物資納入業者登録事項変更・廃止等届（別記第6号様式）を市長に提出するものとする。

（取引の停止等）

第11条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、下松市立学校給食センター給食用物資納入業者改善勧告書（別記第7号様式。以下「勧告書」という。）により、当該登録者に期限を定めて改善を求めるものとする。

- (1) 第4条の要件を欠いたとき。
- (2) 物資の納入に際し、学校給食の提供に支障を及ぼしたとき。
- (3) 著しく信頼を失う行為を行ったとき。

- 2 市長は、勧告書に記載した期限を経過したときまでに改善がされていないと認めるときは、取引を停止し、下松市立学校給食センター給食用物資納入業者取引停止通知書（別記第8号様式）により当該登録者に通知するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、改善がされないことについて市長が情状酌量すべき事由があると認めるときは、第1項に規定する改善の勧告及び前項に規定する取引の停止をせずに、当該登録者に始末書又はてん末書を提出させることができる。

4 第2項の規定により取引を停止する期間（以下「取引停止期間」という。）は、1か月以上6か月以内に市長が別に定めるものとする。  
（取引停止の解除等）

第12条 取引停止となった登録者が取引停止期間を満了したときは、当該登録者は、取引停止が解除された以後に行われる下松市立学校給食センターが行う物資の調達に係る業者選定に参加することができる。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、登録者が取引停止期間を満了したときにおいても取引停止の事由が是正されていないと判断したときは、取引停止期間を延長することができる。

3 市長は、前項の規定により取引停止期間を延長したときは、当該登録者に対し、下松市立学校給食センター給食用物資納入業者取引停止延長通知書（別記第9号様式）により通知するものとする。

4 前項の規定による通知を受けた登録者が、当該取引停止の延長期間を満了したときは、第1項及び第2項の規定に準じ、取引停止の解除又は取引停止期間の延長を行うものとする。

（登録の取消し）

第13条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

（1）第4条の要件を欠くことが判明し、その後是正が行われないうとき。

（2）申込書等の記載事項について虚偽の事実があったとき。

（3）登録者が登録の取消しを申し出たとき。

（4）その他登録者として、著しく適性を欠く行為が認められるとき。

2 前項の規定による登録の取消しを受けた登録者は、物資の納入ができないものとする。

3 市長は、第1項の規定により登録の取消しを行ったときは、当該登録者に対し、下松市立学校給食センター給食用物資納入業者登録取消通知書（別記第10号様式）により通知するものとする。

附 則

この要綱は、令和6年11月22日から施行する。